

吹田市公告第 334 号

吹田市立青少年クリエイティブセンター体育館空調賃貸借業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 7 年 5 月 23 日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

1 業務名

吹田市立青少年クリエイティブセンター体育館空調賃貸借業務

2 業務場所

吹田市岸部中 1 丁目 16 番 1 号 吹田市立青少年クリエイティブセンター

3 履行期間

令和 8 年 1 月 1 日から令和 12 年 12 月 31 日まで

地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約とし、翌会計年度以降の予算が減額・削除された場合には当該契約を変更・解除することができるものとする。

4 業務概要

青少年クリエイティブセンター体育館における空調賃貸借業務
（詳細は「仕様書」のとおり）

5 入札の保証

吹田市財務規則第 98 条に基づき免除する。ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の 100 分の 3 に相当する額以上を納付しなければならない。

6 契約の保証

（1）落札者は、次のアからエまでに掲げるいずれかの方法により、契約の保証を付さなければならない。

ア 契約保証金の納付

イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

ウ 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が
確実と認める金融機関の保証書の提供

エ 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に
係る保険証券の提出

- (2) 前項の保証に係る契約保証金の額、担保の価値（有価証券の場合にあっては時価の
10分の8の額）、保証金額又は保険金額は、本契約における契約金額の1年当たりの
額の100分の10に相当する額以上としなければならない。ただし、発注者が、特に
必要があると認めたときは、この限りでない。

7 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 本市の入札参加有資格者名簿（物品等各種契約）登載事業者であり、取扱種目とし
て「賃貸」を参加希望種目の1位としている者であること。
(3) 公告日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領領（平成16年4月1日制定）
に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
(4) 公告日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団
排除措置要領領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けて
いない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件にも該当しない者であるこ
と。
(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）
に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又
は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

8 入札参加資格確認申請手続等

- (1) 本入札に参加を希望する者は、(2)に定めるところに従い、入札参加資格確認申
請書（以下「申請書」という。）を提出し、本市の確認を受けなければならない。

(2) 申請書の提出

ア 提出期間

令和7年5月23日（金）から令和7年6月4日（水）まで（土曜日、日曜日及び
祝日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除
く。）

イ 提出場所

「21 問合せ先」のとおり

なお、申請書の提出は持参を原則とするが、郵送による場合は書留郵便とすること
とし、提出期間内に必着のこと。

ウ 申請書の取得方法

吹田市ホームページ（産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞業務委託・物品購入 入札情報＞令和7年度（2025年度）一般競争入札（業務委託）一覧＞吹田市立青少年クリエイティブセンター体育館空調賃貸借業務に係る制限付一般競争入札）からダウンロードすること。

(3) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認の結果は、申請者に対して電子メールで通知する。なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

（通知予定日：令和7年6月6日（金））

(4) その他

ア 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書は、返却しない。

ウ 提出期間内に申請書を提出しない者又は本市が入札参加資格がないと認めた者は、本入札に参加することができない。

9 仕様書等に係る質疑及び回答

(1) 質疑受付期間

令和7年5月23日（金）から令和7年5月29日（木）正午まで、添付の様式にて電子メールにより受け付ける。件名を「【質疑】青少年クリエイティブセンター体育館空調賃貸借業務」とすること。電話等による質疑は受け付けない。

(2) 回答

令和7年6月2日（月）中に前述ホームページに掲載する。なお、質疑がなかった場合は掲載しない。

10 現場見学会 ※希望者のみ

(1) 開催日時

令和7年5月28日（水）午前11時

(2) 参加受付期間

令和7年5月23日（金）から令和7年5月27日（火）正午まで

(3) 参加申込

電子メールにて受け付ける。件名を「【現場見学会希望】青少年クリエイティブセンター体育館空調賃貸借業務」とし、電子メール本文に住所、商号（又は名称）、参加者数、担当者名、担当者連絡先を記載すること。

なお、参加資格は「7 入札参加資格」と同様とする。

(4) その他

希望者がいない場合は開催しない。

11 入札日時及び入札場所

(1) 入札日時

令和7年6月13日(金)午後2時

(2) 入札場所

吹田市岸部中1丁目16番1号

吹田市立青少年クリエイティブセンター3階 視聴覚室

12 入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

(2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は2回までとする。

(3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

13 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札の日時までに入札辞退届を提出するものとする。様式は、前述のホームページからダウンロードし、使用すること。

14 入札金額

(1) 入札書記載金額については本市が仕様書で提示した要件に基づき、契約期間に係る費用の総合計を算出すること。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

15 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において前記「7 入札参加資格」に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

16 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札金額が予定価格の制限の範囲内で最低価格のものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち会わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。
- (3) 書類審査その他により、故意に虚偽の申請をするなど、不正な手段を用いて入札に参加したことが判明した場合には、本市指名停止措置要領に基づき指名停止を行うなど、厳正に対処するので注意すること。
- (4) 入札参加者が2者に満たない場合も、入札は成立するものとする。

17 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除に関する条例第8条第2項に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書（様式添付）を提出すること。

18 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の（1）から（4）までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- (3) 入札心得書第10条第12号に該当する行為があったと認められるとき
- (4) 正当な理由がなく、入札心得書第13条に定める期間内に契約を締結しないとき

19 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

20 その他

入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び「仕様書」の内容を承認の上、入札を行うこと。

21 問合せ先

吹田市岸部中1丁目16番1号

吹田市教育委員会事務局地域教育部青少年室青少年クリエイティブセンター

（庶務担当）山下、大黒

電話 06-6389-2061

FAX 06-6389-2065

メールアドレス sesho_cr@city.suita.osaka.jp